

大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議内容（概要）

日時・場所

令和3年1月13日（水）12：30～13：50 大阪市役所5階 特別会議室

出席者

市長、高橋副市長、朝川副市長、山本副市長、人事室長、都市交通局長、政策企画室長、危機管理監、経済戦略局長、市民局長、財政局長、福祉局長、健康局長、保健所長、こども青少年局長、消防局長、教育長、市会事務局長、東住吉区長

内容

・危機管理監

会議開始

一つ目の議題「感染症の発生状況について」

大阪府と本市の感染症発生状況について、健康局から報告願う。

・健康局長

大阪府と本市の感染症発生状況について報告

・新規陽性者数の推移

1週間の推移は、大阪市は約200人程度、大阪府は500～600人程度となっており、これまでに比べて非常に増えている。

・現在陽性者数の推移

急激に右肩上がりになっている。

・大阪市内の7日間ごとの新規陽性者数の推移

減少していたが、年末（12/28～1/3）から年始（1/4～1/10）にかけて約2倍となっている。

感染経路がわからない割合も少し増えている。

・検査の状況

これまでは大阪市内で1,000件前後、大阪府全体だと、4,000件、5,000件の検査数となっていたが、1月6日・7日は、大阪市内で2,000件を超え、大阪府全体で9,000件を超えている。これは、年末年始の休み明けに検査が増えたことが原因と考える。

・大阪市の7日間ごとの検査件数（陰性確認除く）と陽性率

陽性者数の増は、検査数が増えると、陽性者数は増えるといった関係性はあるが、それだけではなく、陽性率が伸びてきており、感染が拡大していると考えられる。

・新規陽性者の推移（グラフ）

年末までは横ばいで来ていたが、1月4日以降増えてきている。

大阪府全体で600人台となり、ここ数日、少し減っているが、1月9日から11日

は連休だったので、減ってきているという判断はまだ早い。

- ・新規陽性者における大阪府に占める大阪市の割合

大阪市の陽性者は増えているが、府域全体での大阪市の割合が減っており、大阪市の割合が増えている。

- ・病床等の確保状況

患者受入重症病床使用率は、12月29日現在で63.6%となっていたが、1月12日では約1割近く上がっている。重症は仮に今がピークだとしても上昇が続くという傾向があるので、ますますひっ迫することが考えられる。

軽症中等症病床使用率は、12月31日現在で60.3%となっていたが、1月12日では72.9%と一気に上がっている。大阪市病床拡充協力金制度運用期間で34床増えているが、それでも厳しい状況となっている。

宿泊療養施設部屋数使用率は12月30日現在で30.7%となっていたが、急激に上がっており、1月12日では60.7%と割合が倍になり、かなりひっ迫してきている状況となっている。

- ・感染状況と医療提供体制の状況（府本部会議資料）

大阪府全体で新規感染者の前週比が約2倍と、これまでにないレベル・スピードで増えており、人口10万人あたりでは過去最多になっている。

市内市外の発生動向は急増し、11月の時短要請前の数を大きく超過しており、各年代いずれも増加しているが、特に若い層が急増している。

夜の街関連はこれまで減少傾向だったが直近2週間で増加に転じ、特に居酒屋や飲食店は時短要請開始時点の水準を上回っている。これは年末年始の同窓会や親族の集まり、クリスマスなどのイベントによる感染が推測されるとのこと。

医療提供体制の状況については、新規陽性者が600名程度で推移すると仮定すると、確保病床を上回る可能性があるため、更なる強い呼びかけなど、強い取組みが必要とされている。

- ・保健所の体制

第3波に備え、9月から保健所の感染症対策の約150名の職員のうち、約100名をコロナの専門グループとし、対応してきた。

前回の本部会議での市長からの声かけもあり、さらに事務職を中心に18名の増員を行った。

また、執務スペースについては、新たに確保した保健所執務室に、感染症と直接関係のない一部担当を移転し、現行の保健所執務室に新型コロナウイルス感染症対策グループを集約し、体制整備を行った。

また、事務職は補充したが、保健師などの専門職は手薄ということで、他都市から応援を受けていた。府内市町村や9府県からかなりの人数来てもらっていたが、派遣期間が12月末で終わった。

しかしながら、人材バンクを活用し、12月は保健師1名、1月は保健師4名が交代で、1名ひと月あたり1日から3日、計約10日の派遣を受けている。

加えて、日本看護師協会から派遣を受けることとなり、1月12日から2月1日

まで7名が交代で、20日間程度、毎日1名の応援を受けている。
感染拡大しているが市民に不安を与えないよう対応していく。

- ・危機管理監

次に、福祉施設の状況とPCR検査の実施について、福祉局から報告願う。

- ・福祉局長

福祉施設の状況とPCR検査の実施について報告

- ・施設等の発生状況（福祉局把握分）

高齢者施設等については、370施設において、1,119人の陽性が発生し、この内、155施設507人が12月以降に発生している。非常に増えてきている状況となっている。

障がい者施設等については、149施設において、282人の陽性が発生し、この内、53施設107人が12月以降に発生している。こちらもかなり増えてきている。

- ・福祉局における対応策

必要に応じて衛生物品の提供、防護服の着脱方法等の実施指導、本市ホームページに感染予防対策にかかる関連通知やチェックリストの掲載などを行っている。

- ・高齢者施設等における従業員に対するPCR検査

保健所とも協議を行い検討してきた。

高齢者施設は入所施設等も含めると5万人から6万人の従業員数が見込まれる。できるだけ早く実施を進めるため、特にリスクの高い特養、介護老健施設、障がい者の入所施設の約300施設2万人を対象に絞り込み、まずは実施していきたいと考えている。

検査の頻度は一人あたり2週間に1回程度と考えている。

実施の方法は、保健所の業務圧迫を考え、単に検査だけというわけではなく、受付から検査の実施、陽性判定の際の医師の届出、いわゆる確定診断、陽性の確定といったところまでを一括して民間の検査事業者に委託する方法を進めたいと思っている。

開始の時期は、現在は2月からを想定しているが、調整がつけば1月中からでも、できるだけ早く実施したいと考えており、2月3月で一人4回は検査を受けていただける。

4月以降は今後のワクチンの状況、感染の状況、国の支援策の状況などを見極めながら、改めて判断をお願いしたい。

- ・市長

衛生用品の生産は日本で十分行えている状態か。すぐに購入できるのか。

- ・福祉局長

衛生用品が手に入らない、足りていないとは聞いていない。

施設で感染が発生した場合で、施設に備蓄がなかったときに対応できるよう一定数を確保している状況。

・危機管理監

もしも、衛生用品の備蓄が足りない場合は、各区の避難所にも備蓄があるので、それを融通しながらやっていきたい。

・危機管理監

次に、本市の学校園、保育施設の状況と発生時の対応方針について、教育委員会事務局とこども青少年局から報告願う。

・教育長

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染状況と緊急事態宣言の発令期間中の学校園の対応について報告

- ・昨年11月以降、感染者数が増加し、12月は児童生徒合計106名となった。この傾向は1月も続いており、12日判明分までですでに47名となっている。
- ・ただ、重症者は発生しておらず、ほとんどが軽症または無症状となっている。
- ・原因は、児童生徒同士というよりは家庭内で感染している例が多い状況と把握している。
- ・緊急事態宣言の発令期間中の対応については、昨日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における大阪府教育庁の取扱いに準じて対応していく。
- ・授業や保育は、緊急事態宣言の発令期間中においても分散登校や短縮授業は行わず、通常授業、通常保育を継続する。
- ・児童いきいき放課後事業などは、感染防止対策に十分留意したうえで継続していく。
- ・校外での教育活動、部活動について、修学旅行や遠足などは緊急事態宣言の発令期間外に延期、もしくは中止。部活動は、活動場所を校内等に限るとし、練習試合等は実施しない。
- ・オンライン学習等については、これまでと同様、学級休業、或いは学年休業となった場合には学習の遅れを生じさせないため、オンライン学習等の実施を行う。
- ・入学者選抜試験等についても、大阪府教育庁との連携のもと、感染防止策や受験機会の確保に万全を期して、予定通り実施する。

・こども青少年局長

こども青少年局所管施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者数（利用児童、職員）、発生施設数及び休園対応施設数について報告

- ・感染者数は11月に急激に拡大している。12月には若干収まりそうな数字になったが、1月の1日あたりは11月並みとなっており、まだ収まっていない状況と考えられる。

- ・感染状況は、8月がピークで、11月に拡大し、なお収まっていない状況。
- ・同居家族の陽性判定に伴い、濃厚接触者となった児童が、検査の結果、陽性となるケースが多い。
- ・陽性となった児童は、ほとんどが無症状か軽症で、重症者はいない。
- ・12月の3週目、4週目で若干少なくなりかけていたものが1月になって増えている状況。
- ・緊急事態宣言後の対応については、前回は家庭での保育が可能な保護者には登園を控えるように要請するとし、規模を縮小し開所していた。
- ・今回の国の方針は、保育所、学童保育は、感染防止対策を徹底し、原則開所することとしている。これに則って、開所していく。
- ・保育施設、いきいき、学童保育、幼稚園における一時預かり事業は、感染防止対策を徹底しつつ、引き続き開所・実施する。
- ・保育施設は利用者を特定できるため、陽性者の報告を受けて、臨時休園を行い、疫学調査に基づき、必要に応じて部分休園や全部休園を個別要請するという対応をしている。今後もこの対応を継続していく。
- ・児童が24時間生活を送る一時保護所や児童養護施設等では、集団感染も懸念されることから、引き続き、最大限の感染対策を続けていく。

・朝川副市長

こども青少年局所管施設で11月に陽性者が多い理由はなにか考えられるのか。

・こども青少年局長

全体的に11月は（感染者数が）多かったと国でも言われており、それが如実に出ていると考える。

また、数は少ないが、施設内で何人かに広まったということもあり、それが現れた数字となっている。

12月には数字の上では少なくなっているが、1月に入っても感染者が発生しているので、感染拡大していると思われる。

・危機管理監

次の議題「今後の対策について」

昨日の府本部会議における要請内容について、私から報告する。

・危機管理監

レッドステージ（非常事態）への移行の考え方（府本部会議での決定事項等）について報告

- ・昨日時点では、暫定的に、緊急事態措置に準じるような状態であるということが確認されている。
- ・そのうえで、緊急事態宣言の区域に大阪府を追加するよう国に要請したというこ

とで、レッドステージ2に移行するということが決定されている。

- ・レッドステージ2の対応方針に基づく要請について、大阪府域全域を対象に、期間は1月14日から2月7日まで。緊急事態宣言の区域に大阪府を追加された場合は、それに応じて期間を変更することとしている。
 - ・実施内容は、特措法に基づき、府民への呼びかけとして、「不要不急の外出を自粛すること」が要請された。
 - ・ただし、この「不要不急」は、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持に必要なものについては対象外となっているおり、すべての外出の自粛を要請しているわけではない。
 - ・特に、今回は20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することが強調して追加されている。
 - ・イベントの開催については、1月17日から2月7日までは人数上限を5,000人以下、収容率は屋内では50%以下、屋外では人と人の距離を十分に確保できるよう2メートルの距離を取ることが要請されている。また、新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは飲食につながるため自粛すること。あわせて、20時以降の時間短縮についても協力が依頼されている。
 - ・施設については、大阪府全域に広がった。期間は1月14日から2月7日まで。実施内容は、飲食店、遊興施設は営業時間を短縮し5時から20時までを要請。ただし、酒類の提供は11時から19時と要請されている。また、特措法に基づかない協力依頼もされている。
 - ・経済界へは、20時以降の不要不急の外出自粛要請とともに、出勤者数の7割削減をお願いしている。
 - ・大学等へは、感染防止と面接授業等により学修機会を確保すること、部活動における感染リスクの高い活動は自粛することをお願いしている。
 - ・また、大阪府において緊急事態措置コールセンターが設置されている。
 - ・府立学校の今後の教育活動等については、感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態を継続することとなっている。
 - ・府主催イベントについては、1月17日から2月7日までは人数上限を5,000人以下、収容率は屋内では50%以下、屋外では人と人の距離を十分に確保できるよう2メートルの距離を取り、開催時間は20時までとし実施していくこととなっている。
 - ・府有施設については、20時までの開館時間短縮、酒類提供を19時までとしていくこととなっており、利用者に対し、収容率50%以下等を求めることとしている。なお、収容率等については、1月16日以前に予約済みのものについては適用しないこととしている。
- 開館時間短縮に伴うキャンセルは、キャンセル料は徴収せず、利用料徴収済みのものは還付するという取り扱いを大阪府では行うこととしている。

- ・市長
先ほどの入学者選抜試験について、受験者が濃厚接触者となった場合はどうなるのか。
- ・教育長
別室での対応を検討。
- ・市長
受験者に症状が出た場合はどうなるのか。
- ・教育長
コロナに関わらず、例年、いろいろな急病が出ることがあり、その取扱いは例年と同じとなる。事後救済を統一的に行っているので、その対応となる。
期間が長引くこともあるかと思うので、大阪府とも話をし、対応していくことになる。
- ・市長
コロナで留年しなければならないことが無いように調整してほしい。
- ・教育長
過去にも事故などで受験できないといったこともあるので、兼ね合いも含め考えなければならぬ。
- ・市長
無症状の場合、入院まで行っていない場合は、別の会場で試験を受けることができるのか。
- ・教育長
検討中である。
- ・朝川副市長
最近では家庭内の感染が非常に広がっており、高齢者へ同居家族から感染が広がっているといったデータを大阪府が出している。
先般の市長の囲み会見でも、高齢者と同居する家族に対する呼びかけを行ったが、更なる注意喚起が必要だと考える。
特に、区役所は日頃から市民と身近に接しているので、SNS、或いは、高齢者が参加しているような団体や若い世代が参加している団体などとのネットワークを持っているので、高齢者と同居する家族への注意喚起を強化してほしい。
- ・東住吉区長
区広報紙での情報提供をはじめ、地域団体のチャンネルを活かした注意喚起など、なお

一層注力していく。

また、青パトの巡回を活用した広報活動についても、引き続き取り組んでいく。

・危機管理監

市中での呼びかけについては、後ほど説明する。

様々な機会での呼びかけについては、協力をお願いします。

・危機管理監

資料の訂正がある。

府施設における対応についての資料が府本部会議時点での資料となり、会議での議論の結果、修正されているとのこと。

1月16日以前に予約済みの府施設利用者に対し、収容率50%以下等を求めることはしないとの特例事項が付いていたが、府本部会議の中で、16日までに駆け込みの予約は増えるのではないかとの議論となり、結果的に削除となったとのこと。[資料は修正済み]

・経済戦略局長

本市施設については、府施設の対応に準じる対応でよいか。

・危機管理監

後ほど説明するが、府の対応と同様にすることを考えている。

・高橋副市長

緊急事態宣言が発出されるとのことだが、出口戦略として国ではステージ3相当で解除などと言われているが、具体的に市民に示す目安はあるのか。

・市長

大阪府知事と話している。

自粛を解除するのは、(大阪モデルの)ルールとしてはイエローステージに移行すること。イエローステージへの移行は、重症病床使用率6割未満が1週間続くこととなっている。よって完全自粛解除は厳しい状況。

レッドステージでの対応も細分化が必要だと考えている。

イエローステージへの移行は時間がかかるため、レッドステージのなかでも、今は強く踏んでいるブレーキを緩めるなどの対応が必要だと考える。大阪府でも考えていると思う。

あとはワクチン次第。

・危機管理監

次に、事業支援について、経済戦略局から説明願う。

・経済戦略局長

大阪府対策本部会議（1月8日、1月12日）の決定事項を踏まえた協力金の対応について説明

- ・緊急事態宣言前の時短要請として期間を12月16日から1月11日までとなっていたところ、1月13日までと2日間延長となっている。これに伴い、支給額は、当初148万円となっていたものが156万円となり、受付開始も1月14日からとする。

・市長

協力金にかかる大阪市の経費は。

・経済戦略局長

協力金でいうと国費を含め全体で約980億円。市の負担は約350億円。

・市長

ミナミ・キタの事業者は1店舗あたりの協力金はいくらになるのか。

・経済戦略局長

2月7日までの協力金を含むと、約360万円となる。

・危機管理監

次に、生活支援について、福祉局から説明願う。

・福祉局長

生活保護における直近の動向と住居確保給付金・生活福祉資金（総合支援資金）の特例措置の状況について説明

- ・稼働年齢層世帯は、昨年3月4月頃の感染拡大した時期に増加したが、それ以降は落ち着いている。現在は申請が増えているといったことはない。
- ・住居確保給付金については、コロナ禍における特例措置状況として、対象要件が拡大され、給付期間が12か月に延長されている。なお、3月末までの申請分に適用されることとなっている。
- ・生活福祉資金（総合支援資金）については、大阪府社会福祉協議会で受付を行っているもので、これについても対象者にコロナの影響により収入減等により日常生活の維持が困難な世帯が追加されており、貸付期間も最大6か月に、申請期限も3月末まで延長となっている。また、償還免除の特例措置もとられている。
- ・現在は生活保護が急激に増えている状況にはないが、長期化していった場合は、心配である。

・朝川副市長

こういった支援制度があっても知らないといったことがないように、しっかりと広報を行ってほしい。

・福祉局長

これまでも区役所と協力し、様々なところで働きかけを行ってきたが、今後も継続した取組みを行っていく。

・教育長

先ほどの入学者選抜試験について、市立高校では2回の機会がある。そのどちらかで健康を整えて受験してもらうということが基本となっている。

それでも、受験できない場合は3回目も用意している。

新型コロナの陽性となると無症状でも試験には行けない。濃厚接触者は別室での受験を検討。

2月から4月までにかけて、健康を整え、3回の機会の中のどこかで受験してもらうというのが現行の制度となっている。

・市長

受験生のいる家庭は特に気を付けてほしい。

・危機管理監

次に、集会所等の時短要請に関する取扱いについて私から説明する。

・危機管理監

集会所等の時短要請に関する取扱いについて説明

- ・新規許可について、緊急事態宣言期間中の使用は、感染症対策（人数制限等）の実施を求めるとともに、20時以降の使用許可は行わない。
なお、緊急事態宣言期間外の許可については、期間延長又は新たに使用制限が行われた場合はその内容に従う旨の許可条件を付す。
- ・既に許可を行っているものについて、20時以降の使用を含む許可については、使用許可条件（「新たな措置要請があった場合はその内容に従うこと」等の使用許可条件）に基づき、中止するよう使用者に伝える。
- ・その際、使用料について時間割り等が管理規定等で可能ならば対応する。
- ・時間割り等ができない場合、その旨を使用者に伝え、キャンセルの申し出があれば、キャンセル料は徴収しない。
- ・なお、使用制限時間帯に関わらない使用であっても、使用者から「不要不急の外出粛の要請」に応じることを理由として使用中止の申請があり、管理規定に基づいてキャンセル料を免除できる場合は対応する。
- ・資料の「1月16日以前に予約済みのものについては、感染症対策の実施を求める

ことはしない」は削除。[資料は修正済み]

- ・20時以降の使用を含むものの使用料については、時間割りができるものは極力対応する。できないものは、通常の使用料を徴収するもしくは許可自体を相手方から取消す旨の申し出があった場合、キャンセル料は不徴収とする。

それ以外は、不要不急の外出自粛要請を理由としたキャンセルの申し出があった場合、キャンセル料は免除する。このように整理している。

- ・経済戦略局長

市有施設については、府の対応に準じて20時以降は開館しないということか。

- ・危機管理監

そのとおり。

府の要請に従う。

- ・朝川副市長

小学校や中学校の体育館を利用して地域の方が利用する事業や生涯学習なども20時以降の利用を控えていただく必要がある。

これは区長マネジメントの部分であると思うので、取組みを進めるよう区長会でも共有すること。

- ・東住吉区長

24区で足並みをそろえて対応できるように進めていく。

- ・危機管理監

明記はされていないが、集会所等の中に運動施設があるので体育館は対象となる。

しかしながら、事前に区長から問い合わせがあり、グラウンドを使っている場合もあるとのこと。グラウンドは対象とならないと考えられる。「不要不急」に屋外での運動は入らないとされているため、屋外のグラウンドを使った運動活動についてはすぐに中止とはならないと考える。

ただ、各施設の状況もあるので、区長のマネジメントで対応願う。

- ・朝川副市長

安全サイドに立った考え方が基本だと考える。

- ・高橋副市長

運動施設の場合、公園には、経済戦略局のスポーツ施設と建設局の公園施設があるので、両局で調整をお願いする。

・経済戦略局長

基本は府の方針に準ずるかたちで20時までとする。

・危機管理監

建設局にもそのように伝える。

・危機管理監

次に、外出自粛要請に伴う本市事業の自粛と呼びかけについて、関係所属から報告願う。

まずは、東住吉区から現時点での行事の取りやめなどの予定を報告願う。

・東住吉区長

具体的な行事の中止については申し上げないが、今般の方針に沿ったかたちで24区足並みをそろえて対応していく。

・危機管理監

前は乳幼児健診を中止になっているが、今回はどうか。

・こども青少年局長

乳幼児健診については、昨春に一時的に停止はしたが、緊急事態宣言は発出されたためではなく、感染対策がしっかり取れていないという理由で一時停止した。

国からも乳幼児健診は重要な疾病を見つけるためにも必要なものであるので感染対策を講じながら基本的には行うよう推奨されている。

各区長と連絡をとりながら、区長の判断のもと順次再開して行っている。

現在、区長会のこども教育部会と連携し、改めて通知を発出する予定。

引き続き、感染対策を行ったうえ、各区の状況に応じて実施していく。

・東住吉区長

本日の部会での打ち合わせにおいてもそのように確認している。

・危機管理監

不要不急でない、この時期に行うべき行事等は感染防止対策を十分に行ったうえで実施する。延期等が可能な場合は、なるべく延期するなどしていく。

以上が行事等実施の考え方とする。

・危機管理監

市民への呼びかけについて、市民局から報告願う。

・市民局長

繁華街での外出自粛要請にかかる広報活動について、本市では悪質な客引き行為を是正するために、重点地区等を定め、指導員による巡回指導等を行っており、キタ・ミナミ・北新地に指導員を配置している。

これらの地区において、トランジスタメガホンにより、コロナ感染対策として外出自粛要請中であることを、通行人に呼びかける広報活動を行っている。

・危機管理監

消防局からも報告願う。

・消防局長

市内 25 消防署に配置している消防車両を用いて、この年末年始に巡回広報を行い、市民へ外出の自粛要請の広報を実施した。

これを現在も継続中であり、緊急事態宣言中も継続して実施していく。

・危機管理監

環境局でも年末からごみ収集の際に市民への呼びかけを行っているが、これも継続していくことを確認している。

・危機管理監

前回の緊急事態宣言の際は、各区が防災スピーカーを使って、広報を行っていたと思うが、今回についても、区長マネジメントの中で実施を考えていくということか。

・東住吉区長

各区の状況や有効性に応じて、実施を検討する。

・危機管理監

次に本市職員の出勤措置等の状況について、人事室から説明願う。

・人事室長

本市職員の出勤措置等の状況について説明

- ・ 今回の緊急事態宣言では、経済界にも広く出勤抑制を呼びかけていることから、本市においても、コロナ対応に従事する職員や、市民生活の維持に直結する業務に従事している職員を除き、出勤者の 5 割削減を目指していくよう、各所属へ要請する。
- ・ 併せて、午後 8 時以降の業務や残業についても、不可欠なものを除いて抑制するよう要請する。
- ・ 市民対応の窓口職場も非常に多く、一律に 5 割削減というのは強制できないが、急がない業務の延期やテレワークの活用、年次休暇の活用などを行い、出勤職員

の5割削減を目標数値として努力してもらいたい。また、午後8時以降の残業も抑制してもらいたい。

- ・特にテレワークについては、新しい働き方の一つとしてあるが、まだまだ活用が十分ではない状況である。
- ・テレワークをすると仕事をしていないと見られる意識や圧力がまだある職場が多いと聞いている。
- ・職場風土が足かせになっているのではないかと思うので、各所属においてテレワークに従事できるよう、職場環境に十分な配慮をお願いする。
- ・年度末の繁忙期ではあるが、これを機に、改めてテレワークの利用推進に注力していただき、出勤抑制に努めてほしい。
- ・また、時差勤務や昼休憩時間の選択制、マイカー通勤の制度の活用もお願いする。

・山本副市長

現在は4月5月よりも格段にテレワークの環境整備が整ってきている。
所属長は職員を指導し、テレワークの推進に取り組むこと。

・危機管理監

5割の職員出勤抑制とあったが、あくまでも市民サービスを低下させない、いわゆるBCPを発動させない前提で、出勤職員の5割削減目標ということでしょうか。

・人事室長

そのとおり。

市民対応の窓口は不可欠な職場であり、こういったものを除き、トータルで5割削減を目指すといったもの。

・危機管理監

業務を止めてでもという訳ではないということか。

・人事室長

止められるものがあれば止めてもらいたいですが、すべては止められないと考える。

・市長

市民へのメッセージを具体的に出すべき。

「友人・知人との飲食は昼・夜関係なく2週間自粛」「高齢者との同居家族は高齢者とは食事を別にとる」など、わかりやすくしないと伝わらないのではないかと考える。
わかりやすいメッセージで発信すること。

・危機管理監

健康局、政策企画室と調整する。

・市長

テレワークについて、所属長が実施しないと職場が実施しづらい雰囲気になる。
所属長も積極的に実施するよう努めること。

・危機管理監

東京では電車等の終電の見直しを行うとのことだが、オオサカメトロの関係について、都市交通局から説明願う。

・都市交通局長

オオサカメトロの地下鉄の平日夜間の減便を要請するか否かを議論したい。

関東地区においては、緊急事態宣言が出され、1月7日に4知事から鉄道各社に対して、終電時刻等の繰り上げが要請された。

新聞報道によると鉄道各社が20日から実施することで最終調整しているとのこと。

大阪においては、前回4月の緊急事態宣言の際は、不要不急の人の動きを抑制する観点から、休日の減便を要請し、結果として、土曜休日に概ね2割の減便を実施した。

今回の緊急事態宣言においては、夜間の人の動きを抑制する必要があることから、要請するのであれば、オオサカメトロに対して、平日夜間の減便を要請することになるかと考える。

現在、平日夜間の22時台での利用客の状況は、前年の5割程度減少しているので、一定程度減便を行っても、過度な密度になることもなく、エッセンシャルワーカーの移動の支障になることはないと考えている。

以上の状況だが、オオサカメトロへの平日夜間の減便要請はどう取り扱うべきか。

・市長

企業にテレワークを促進してもらうためにも、夜間の時間帯の人の移動を抑制するためにも、オオサカメトロへの減便の要請は行っておくべきだと考える。

オオサカメトロと協議しておくこと。

・都市交通局長

オオサカメトロへの要請を行う。

オオサカメトロでも内々で検討を進めていると聞いているが、正式に決定しても利用客がいることから即日実施することはできないため、周知期間を設けての実施となる。

具体的な内容及びスケジュールについて、オオサカメトロで検討し、公表してもらう。

・危機管理監

次の議題「ワクチン接種への対応について」

健康局から説明願う。

・健康局長

ワクチン接種への対応について説明

- ・ 1月に包括業務委託の業者選定を行う。ワクチン接種は全市民を対象とすることから、業務のボリュームが大きい。準備から実施までを行う業者を選定し、1月中には契約する。
- ・ 2月からはコールセンターの開設準備やクーポンの印刷準備、システム改修を行う。
システム改修は、接種の予約や実施状況の管理のために必要となってくるため、すぐに着手する。
- ・ 3月からは市民からの相談を受けられるようコールセンターを開設し、優先順位の高い高齢者にクーポンを発送する。
- ・ 早ければ、3月下旬から4月には高齢者へのワクチン接種を開始。高齢者以外の市民には国の方針（優先順位とスケジュール）に従い、順次クーポンの発送とワクチン接種を行っていく。
- ・ 体制については、2月1日に課長以下10数名のチームを局内に置き、委託業者と相談をしながら積極的に進めていく。
- ・ 接種場所等については、はっきりとは決まっていないが、おそらく集団接種となることから、各区に協力を依頼することになると思われる。その際は協力願う。

・山本副市長

詳細はまだ決まっていないが、決定されれば各区でもしっかりと広報を行ってほしい。

・東住吉区長

高齢者の方に特に有効性の高い広報紙などの紙の媒体などを含めて、様々なツールを活用し、また、高齢者に関わっている様々な団体を通じて、情報を届けるよう努力する。

・市長

新型コロナウイルス感染症にかかる対応については、医療従事者はじめとする感染拡大防止に取り組んでいただいた市民の皆様がこの場を借りて、感謝を申し上げる。

コロナ禍での初めての年末年始を経過し、感染状況は極めて厳しい状況にあり、現在、首都圏の1都3県に対し、緊急事態宣言が発令されている。

大阪府においても、感染状況は、これまでとは全く異なるステージに入り、危機的な状況が続いており、「緊急事態措置を実施すべき区域」に追加するよう国に要請し、国も京阪神にも出すという方向で動いている。

この難局を乗り越えるためには、人と人との接触を徹底的に抑える必要がある。

特に、基礎疾患のある方やご高齢の方は、重症化するリスクが高いため、できるだけ人混みの多い場所を避ける。また、高齢者の家族や基礎疾患のある方の家族は、感染拡大を抑止するという意味で、感染防止策を徹底いただきたい。

このような状況の中で、市民の皆様や事業者の皆様には何かと不便・不自由をかける

ことになるが、今ここで、協力いただいて、何とかこの感染を食い止めなければ、人の命を失うとともに、経済も立ち行かなくなる。是非、協力をお願いしたい。

是非、不要不急の外出を控えてもらいたい。また、飲食店には 20 時以降の時短要請を行うが、昼間であれば大丈夫というわけではない。友人・知人との新年会等の飲食を伴う歓談は 2 週間避けていただきたい。

イベントについては、5,000 人以下かつ収容率 50%以下で 20 時までの実施とし、十分な感染症対策を講じていただきたい。

繰り返しになるが、今年は、友人・知人との新年会については、まず 2 週間はやめてほしい。

そして、この感染の拡大を抑えた後に、ウィズコロナの時代にどうかたちで、人と人がつながるのかというのを考えていただきたい。

今は、医療状況、重症病床・中等症病床も本当にひっ迫した状況である。

ここから 2 週間は、是非、友人・知人との飲食は、昼夜を問わず自粛してほしい。

・危機管理監
会議終了